

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に採用され、建設技術者としてトンネル工事や下水道工事等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月にB県C郡において施行された「Dトンネルその2工事現場」の監理技術者として着任し、施工計画書・工程表の作成や発注機関との折衝などの業務を担当していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、上司から違法行為と言える業務命令があり、翌日には会社から変更理由が虚偽の現場代理人変更届が発注機関に提出され、これらのことでストレスが生じ、不眠となったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E医院に受診し「睡眠障害」と診断され、その後、F医院、G病院、H医療センターにも受診し、それぞれの医療機関で「不眠症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F51.0 非器質性不眠症」（以下「本件疾病」という。）を発病したと意見しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷は、次のとおりである。

#### ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度の

もの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、会社が現場代理人等変更通知書の変更理由欄に虚偽の不適切な記載をしてI 地方整備局に提出したことが原因となって本件疾病を発病したと主張する。

当該虚偽の不適切な記載について請求人は、「Jさんが発注機関へ書面を提出しに行くところであったため、(中略)、尋ねたところ請求人を1日現場代理人とした『現場代理人等変更通知書』を提出するところでした。理由の欄を見たら『家族の都合による』と記載されていたためJさんに『それは虚偽だろう』と言ったところJさんは何か言ってごまかしていました。」、「K部長に『監理技術者の変更については自分で出て行くわけではないので再考願います』という旨メールをしたところ、L所長からは転送メールで『家族の都合としたのは発注機関の指示だった』と説明を受けました。作業所に戻ったらMさんから『こういう転勤でいいんですか』と言われ、胸に突き刺さりました。」、「まだ、K部長から事前に話があればよいですが、今回は一種だまし討ちではないですか。そうであれば、絶対に撤回させないと今後自分は生きていけないと思いました。家族のことがダシに使われたことが一番許せませんが、Mさんの一言も胸に響いています。」と述べている。

この請求人の主張に係る出来事を認定基準別表1の「具体的出来事」に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。

監理技術者の変更に係る経緯について、Lは、「請求人が役所への説明が不十分であったことや資料の提出が遅れたりしたため、役所から2回に渡り私に指導がありました。平成〇年〇月には発注者から、『役所への対応は請求人でなくて他の者でも良い』と言われたため、その後は請求人を担当からはずして、JやN、Mに発注者との業務に当たらせました。また、請求人の業務をNさんやMさんに頼んでフォローしてもらいましたが、それも徐々に負担になってきたため、平成〇年〇頃にP支店の当時のK部長に請求人の監理技術者を交替してほしい旨相談しました。その後、役所に

も相談し理解を得た上で前述した理由（注：家庭事情による）により変更届を提出することとしました。」と述べている。

また、Jは、「Q出張所の担当者からも請求人の説明が理解できない、話がかみ合わない等の話が出てきました。（Q出張所の）担当者からは『Rさんを皆でフォローしてほしい』と言われました。」、「平成〇年〇明けにQ出張所のパトロールが2日連続あり、初日に発注者が品質管理のことで指摘したにもかかわらず、翌日は正していなかったため『こんなことでは困る。もっと請求人をフォローしてほしい』と担当者からL所長と私が注意を受けました。そのことがあった後、L所長は請求人が担っていた役所関係を私に、監理技術者としての任務をMとするように指示されました。」と述べている。

上記会社関係者の申述を踏まえると、Q出張所から請求人の対応についての不満が述べられたため、上司らが請求人をフォローするなどの対応をしていたが、平成〇年〇明けのQ出張所によるパトロールにおいて、請求人が指摘された品質管理の是正をしていなかったことから、会社としては、やむを得ず監理技術者を変更せざるを得ない状況に至ったものと認められる。

このように監理技術者の変更は、請求人による不手際が端緒であると認められる。一方、会社側においても当該変更にあたり、請求人に対して逐一説明しなかったことや変更理由欄に請求人に無断で「家庭の都合により」と記載したことなどがあり、これらにより、請求人と上司との間に周囲から客観的に認識されるような対立が生じたものと認められる。したがって、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(イ) 次に、「労働時間集計表」によれば、請求人には、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで12日間の連続勤務が認められる。

この出来事を認定基準別表1の「具体的出来事」へ当てはめると、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この連続勤務について、Lは、当該現場はトンネル工事であるため日曜日を除き24時間フル稼働であり、休日は日曜日のみで土曜日は交替で勤務し、〇月〇日の日曜日は中間技術検査の対応準備のために請求人、J、

Mが手分けして検査の準備に当たった旨述べている。また、Jは、○月○日の中間技術検査の準備作業のため、同月○日の日曜日は所員全員が休日出勤をした旨述べているが、請求人は、「この現場だけでなく中間技術検査前の土曜・日曜日は出勤するのが当たり前とっていました。」と述べていることから、決定書理由第2の2（1）ウ（イ）に説示のとおり、対応業務の有無にかかわらず中間技術検査前の土曜・日曜は出勤することが慣例となっていた状況もうかがわれる。

他方、中間技術検査の準備作業に係る請求人の作業量について、J、M、Nはともに、請求人の作業量が最も少なかったと述べており、連続勤務期間中の平日における請求人の時間外労働時間数も4時間にとどまっていることからみて、請求人が常態として時間外労働を行っていたものとは認められない。

以上の観点から、請求人は、○月○日の日曜日中間技術検査の対応準備のために出勤し、結果的に○月○日から同月○日まで12日間連続勤務しているものと認められるものの、当審査会としても、この出来事による心理的負荷の総合評価は、決定書理由第2の2（2）イ（イ）に説示のとおり「弱」と判断する。

ウ 請求人には、業務による心理的負荷の総合評価「中」と「弱」の出来事がそれぞれ1つ認められるものの、恒常的な長時間労働は認められないことから、その全体評価は「中」であって「強」には至らないと判断する。したがって、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。